

令和7年7月16日

各位

厚真町産業経済課農業担当参事

「令和7年度農地利用効率化等支援交付金（地域農業構造転換支援タイプ）」及び
「令和6年度担い手確保・経営強化支援事業（補正）（地域農業構造転換支援対
策）」の要望調査について

標記の2事業の要望のとりまとめを実施します。

つきましては、要望がありましたら令和7年8月1日（金）までに必ずご来庁の上、関係書類（計画書の完成版まで含む）提出をお願いします。短い期間での取りまとめとなること、計画作成に時間を要することから、要望がある場合は、早急にご相談ください。

詳しくは、パンフレットをご確認ください。また、提出できる最低ポイントは役場担当までお問い合わせください。

※目標の基準年は令和6年です。例年より農業所得が大きく増加した場合は、所得の増加幅が小さいため提出に必要なポイント算定ができないことをご承知おきください。

記

1 要望調査する事業（2事業）

(1) 令和7年度農地利用効率化等支援交付金（地域農業構造転換支援タイプ）

A. 事業内容

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な農業用機械又は施設の導入・整備等（融資は不要）

B. 補助率 事業費の3/10以内（個人・法人問わず 上限：1500万円）

下記の①から②によって算定した額のうち、最も低い金額
①事業費×3/10 ②事業費－地方公共団体等による助成額

C. 事業要件

導入予定の機械等を活用し、令和9年度までに成果目標（必須目標及び事業関連目標）を設定し、達成すること。

必須目標	①経営面積を3割以上又は4ha以上拡大 (令和7年7月10日以降に、新規に取得及び賃貸契約を行う農地に限る)
事業関連目標 (ポイント算定する場合必須)	②付加価値額※の拡大 ※（収入総額－費用総額＋人件費） ③経営面積の拡大 ④農産物の価値向上経営コストの縮減 ⑤農業経営の複合化 ⑥経営管理の高度化 ⑦環境配慮の取組 ⑧労働時間の縮減

(2)担い手確保・経営強化支援事業（補正）地域農業構造転換支援対策

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

A. 補助率 購入費の10分の3以内（上限：個人・法人を問わず1,500万円）

B. 事業要件

導入予定の機械等を活用し、次の成果目標を設定し、令和9年度までに達成すること。

必須目標	付加価値額の10%以上の拡大		
選択目標 (ポイント加算するものを選択)	①経営面積の拡大	②農産物の価値向上	③農業経営の複合化
	④経営管理の高度化	⑤環境配慮の取組	⑥農作業の共同化
	⑦労働時間の縮減	⑧輸出の取組	他

3. 注意事項（2事業共通）

- 令和8年3月までに事業完了できること（納品、支払の完了）
- 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること
- 地域計画に地域の中心となる経営体として位置付けられていること
- 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等に加入すること
- 既存機械の更新ではないこと
- 過去の本事業または経営体育成支援事業等で設定した目標を達成していること
- 令和7年7月10日以降に新規に売買や賃貸による取得が決定していること
- 提出にあたり配分基準ポイントの最低ラインを設けます。

（配分基準ポイントに達しない方は要望できませんのでご了承ください。最低ラインは農業グループ担当へお問い合わせください。）

4. 受付期間

令和7年7月16日（水）～8月1日（金）

※期限内に完成した計画書類の提出をお願いします。

期限が短く大変申し訳ありませんが、期限厳守をお願いします。

5. 必要書類

- 導入予定機材のカatalog、見積書
- 令和6年分青色申告書の決算書等の収入総額、費用総額及び人件費がわかる書類
- 令和6年分消費税申告書の写し
- 『目標ポイントの算定』及びポイントを加算するための根拠となる資料
- 参考資料1 販売計画・収支計画・付加価値額計画及び算定するための根拠となる資料

6. 提出先

厚真町役場 産業経済課 農業グループ （電話 0145-27-2419）

本事業は応募者ごとにポイント化し、国のとりまとめにおいて、高ポイントの経営体から採択となります。また、採択ラインのポイントが年々高くなっており、採択とならないことがありますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。